

## 総合庁舎周辺整備スケジュール等の見直しについて

### 1 見直し内容について

- (1) 総合庁舎周辺整備の完了を令和9年度まで延期する。
- (2) 旧総合庁舎跡地に整備する車寄せ及び駐車場（駐車場1）は、新文化ホールの建設が始まるまでの時限的な利用となることから、簡易的な整備とする。  
また、障害者駐車場部分のロードヒーティング整備は行わない。
- (3) 前庭、周辺歩道ロードヒーティング及び庇については、新文化ホールを含めた敷地全体の計画に合わせて整備内容等を決める必要があることから、当面は実施しない。
- (4) 新文化ホール完成後、周辺整備が終わるまでの間、来庁者用駐車場が十分に確保できない状況が続くことから、第三庁舎跡駐車場（駐車場2）に確保予定であった公用車用駐車場部分を来庁者用として利用することで、来庁者用の駐車スペースの確保を図る。  
なお、公用車用駐車場は、庁舎周辺の民有地を含めた空き地の活用を検討する。

### 2 整備スケジュールについて

#### (1)見直し前

|           | R6(2024)                                            | R7(2025)                               | R8(2026) | R9(2027) |
|-----------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|----------|----------|
| 旧総合庁舎敷地工事 | 旧総合庁舎解体工事<br>駐車場1実施設計<br>前庭等実施設計<br>歩道ロードヒーティング実施設計 | 駐車場1整備工事<br>前庭等整備工事<br>歩道ロードヒーティング整備工事 |          |          |
| 第三庁舎敷地工事  | 第三庁舎解体設計                                            | 第三庁舎解体工事<br>駐車場2実施設計                   | 駐車場2整備工事 |          |

#### (2)見直し後

|           | R6(2024)              | R7(2025)             | R8(2026) | R9(2027) |
|-----------|-----------------------|----------------------|----------|----------|
| 旧総合庁舎敷地工事 | 旧総合庁舎解体工事<br>駐車場1実施設計 | 駐車場1整備工事             |          |          |
| 第三庁舎敷地工事  | 第三庁舎解体設計              | 第三庁舎解体工事<br>駐車場2実施設計 | 駐車場2整備工事 |          |

### 3 整備計画図（案）

別紙

整備計画図（案）

<別 紙>

